

熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用地域に居住する
電気主任技術者試験における免除規定の適用を受ける皆様へ
(お知らせ)

平成 28 年 5 月 18 日
一般財団法人 電気技術者試験センター

熊本県熊本地方の地震に被災された皆様方には心よりお見舞い申し上げます。

標記試験につきましては、熊本地震による災害に際し、災害救助法が適用された熊本県内に住所がある方に対して、経済産業省より電気主任技術者試験に係る試験科目等の免除期間の延長の告示が行われました（5月12日付、経済産業省告示第149号）

この措置により、平成 28 年度標記試験を受験できない方は、以下の表の通り、免除期間の延長が適用されます。

有資格者 区分	免除対象試験		免除の期間
一次試験合格者	一次試験（平成 27 年度）		平成 29 年まで有効
科目合格者	一次試験 （合格科目）	平成 26 年度合格の科目	平成 29 年まで有効
		平成 27 年度合格の科目	平成 30 年まで有効

なお、この措置は、標記の試験を平成 28 年度に受験された場合には、適用されません。

<問い合わせ先>

一般財団法人 電気技術者試験センター本部事務局

〒104-8584 東京都中央区八丁堀 2-9-1 (RBM 東八重洲ビル 8 階)

電話 (03) 3552-7691

FAX (03) 3552-7847

以 上